

下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る改修工事の費用の一部を助成することにより、市内の建築関連業界の振興を図るため、その助成金の交付について下田市補助金等交付規則(平成30年下田市規則48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建ての住宅又は戸建ての併用住宅で、居住の用に供する部分をいう。
- (2) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分があり、かつ、建築物が一体として登録されている住宅をいう。
- (3) 改修工事 住宅の増築(別棟で建てるものを除く。)、改築及び修繕のうち別表に掲げる工事をいう。
- (4) 市内施工業者 市内に本社又は本店が登記されている法人及び市に納税申告している個人事業者で市税等を完納しているものであって、かつ、第17条の規定による市長の資格登録を受けているものをいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、住宅又は併用住宅の改修工事に係る費用の一部を助成するため、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付は、同一住居及び同一人について1回限りとする。

(助成の対象者)

第4条 助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 下田市に住所を有する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票に記載されている者)
- (2) 改修工事を行う住宅又は併用住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住しているもの
- (3) 改修工事を行う住宅又は併用住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が市税を滞納していないもの

(助成の対象住宅)

第5条 助成の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する住宅であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)を遵守した住宅であること。

(助成の対象工事)

第6条 助成の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 改修工事に要する費用が消費税及び地方消費税を除き、20万円以上のもの
- (2) 市内施工業者が自ら行う改修工事
- (3) 令和元年11月29日までに第12条に規定する完了報告を行うことができる工事

2 前項に規定する改修工事に要する費用には、国、県又は本市から受ける補助金等の交付の対象となる額は含まないものとする。

(助成金の額及び交付方法)

第7条 助成金の額は、改修工事に要する費用から消費税及び地方消費税を除いた額に20%を乗じた額又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、対象者と同一世帯の構成員に中学生以下の者を含むときは、前項に規定する助成金の額に改修工事に要する費用から消費税及び地方消費税を除いた額に10%を乗じた額又は15万円

のいずれか低い額を上乗せするものとする。ただし、上乗せする助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第8条 この規定により助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着工前に下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同一世帯に属する者の住民票の写し
- (2) 建物に関する登記事項証明書、未登記物件の場合は固定資産税評価証明書(共有者がいる場合は、共有者氏名が記載されたもの)又は売買契約書の写し等建物所有者を明らかにする書類
- (3) 前号において対象住宅又は併用住宅の所有者が他にいる場合は、改修工事施工同意書(様式第2号)
- (4) 工事見積書の写し(助成対象工事と他の工事を分離したもの)及び工事概要書(工事箇所、区分、内容、使用材料が分かるもの)
- (5) 工事箇所の図面及び写真(施工前の状況が分かるもの)

2 前項の申請は、令和元年8月30日までに行わなければならない。

(助成金の決定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第10条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、前条の交付決定内容の変更等をしようとするときは、あらかじめ下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付決定内容変更申請書(様式第4号)に変更内容が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、その結果を下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付決定内容変更承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定者が、交付決定後に助成金の申請の取下げを申し出る場合には、下田市住宅リフォーム振興事業助成金申請取下書(様式第6号)を市長に申請しなければならない。

(工事完了報告)

第12条 交付決定者は、改修工事が完了したときは、完成後14日以内に下田市住宅リフォーム振興事業助成金工事完了届(様式第7号)に工事代金領収書及び請求内訳書の写し並びに完成写真を添えて、市長に報告しなければならない。

(工事完了検査)

第13条 市長は、前条の規定に基づく完了の届出を受けたときは、当該届出を受けた日から14日以内に工事検査を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき工事検査を行った日から10日以内に、その結果を下田市住宅リフォーム振興事業助成金工事検査合格(不合格)通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 交付決定者は、前条により工事検査に合格した場合は、下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付請求書(様式第9号)を、市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金交付要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の運用が不相当と認めるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、下田市住宅リフォーム振興事

業助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に助成金を交付しているときは、下田市住宅リフォーム振興事業助成金返還命令書(様式第11号)により返還を命ずるものとする。

- 3 前項の規定により、助成金の返還命令の通知を受けた交付決定者は、当該通知を受理した日から90日以内に助成金を返還しなければならない。

(指定機関による受付)

第16条 市長は、次に掲げる業務について、当該業務を適正に行うことができると認められる団体等に業務を行わせることができる。

- (1) 住宅リフォーム振興助成金事業に関する相談業務
 - (2) 第8条の規定による助成金の申請受付、予備審査の実施及び下田市への回付
 - (3) 第10条の規定による内容の変更等の受付、予備審査の実施及び下田市への回付
 - (4) 第11条の規定による申請の取下げの受付、予備審査の実施及び下田市への回付
 - (5) 第12条の規定による完了報告の受付、第13条の規定による工事完了検査の実施及び結果の下田市への回付
 - (6) 第14条の規定による助成金の請求の受付、予備審査の実施及び下田市への回付
- (施工業者の資格登録)

第17条 この要綱に基づく住宅改修工事施工業者の資格登録をしようとする者は、住宅リフォーム振興事業資格登録申請書(様式第12号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適格者と認めた場合は、その結果を住宅リフォーム振興事業資格登録通知書(様式第13号)により当該施工業者に通知するとともに、資格を有する者の名簿に登録するものとする。

- 3 この要綱に基づく住宅改修工事を行う市内施工業者は、申請者が第8条に規定する必要書類を提出する前に、申請年度までの市税完納証明書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

- 2 この告示の際現に申請を受理しているものについては、改正後の下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付要綱第6条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、改正後の下田市住宅リフォーム振興事業助成金交付要綱の規定は、平成30年5月1日から適用する。

- 2 この要綱の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、平成31年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。

- 3 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	改修工事の内容	摘要
増築	既存の住宅部分がない場所に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分が増加する工事 (別棟で建てるものを除く。)	
改築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事	
修繕	<p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 住宅の安全性上又は防災上必要な工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造等とする防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料で吹き替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>(7) その他耐震性能向上、安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(4) 建具の取替え等の工事</p> <p>(5) 壁紙の張替え工事</p> <p>(6) 断熱構造化工事及び遮音工事</p> <p>(7) スロープ、手摺りの設置、滑りづらい床材への変更、建具の改修又は段差を解消するなどバリアフリー化のための工事</p> <p>(8) その他住宅の居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事</p>	